

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

子どもたちを薬物乱用から守るために



子どもを薬物乱用の魔の手から守るのは、大人の責任

小学生に薬物乱用防止教育をするのは時期尚早、と思われるかもしれませんが、それは、子どもの置かれている環境を認識していない思い込みと言わざるを得ません。テレビや雑誌、インターネットからのさまざまな情報は、判断力が十分育っていない小学生にも大量に降り注いでいます。薬物乱用に関する情報もその中に紛れ込み、皆さんが知らないうちに、お子さんのもとに届いています。

周りの環境や友人からの影響を受けやすい子どもたちを、薬物乱用の魔の手から守るには、家庭での親子のコミュニケーションが何よりも重要です。日頃から「ダメ。ゼツタイ。」を合い言葉に、薬物乱用の怖さを教え、危険な誘惑に乗らないように注意してください。また「うちの子に限って…」と思わず、お子さんの様子に薬物使用の兆候がないか、気を付けてください。

この冊子は、保護者の皆さんに薬物乱用問題についてご理解いただき、子どもたちを危険な薬物から守るためのテキストとして作成したものです。家庭での話し合い、保護者の集会などでご活用ください。

家庭・学校・地域社会において薬物乱用を許さない環境づくりに、どうぞご協力をお願いいたします。

目次

| | |
|---|----|
| ● 薬物乱用はなぜ「ダメ」なのか。..... | 1 |
| ● 乱用される危険のある薬物..... | 2 |
| ● 呼び方が違ってても乱用薬物です。..... | 3 |
| ● 薬物を乱用すると「心」も「身体」もボロボロになります。..... | 4 |
| ● いったん薬物乱用を始めるとやめられなくなります。..... | 6 |
| ● 治療して治ったようでも「フラッシュバック」が起こります。..... | 6 |
| ● 薬物乱用事例 薬物乱用が子どもたちに広がっています。..... | 7 |
| ● 薬物乱用の魔の手はどの子どもにも伸びてきます。..... | 7 |
| ● 薬物乱用の弊害のまとめ..... | 8 |
| ● 薬物乱用は重い犯罪です。..... | 9 |
| ● 薬物乱用への甘い誘いに要注意。..... | 9 |
| ● 薬物乱用を予防するために大切なことは断る勇気をもたせることです。..... | 10 |
| ● 子どもを薬物乱用から守るチェックポイント..... | 10 |
| ● キャラバンカーを積極的にご利用ください。..... | 11 |
| ● 薬物乱用防止相談窓口機関一覧表..... | 12 |

薬物乱用はなぜ「ダメ」なのか。

薬物乱用がなぜ「ダメ」なのかというと、人間が生活していく上で最も大切な脳を侵してしまうのです。さらに、薬物は乱用すると、依存症を引き起こし、精神障害を発症させます。一度、ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。その障害は一生ついて回ることになります。そして、薬物乱用の悪影響は、脳ばかりでなく、神経や内臓にも広く現れます。さらに薬物乱用は乱用する薬物を手に入れるために窃盗、強盗、売春、さらには殺人などの犯罪を誘発し、家庭の崩壊、社会秩序の破壊などの要因にもなっています。

薬物乱用は、社会に大きな損失を招くことになり、1回でも「ダメ。ゼツタイ。」と言うことが大切です。そして、薬物乱用防止活動の重要性は、薬物乱用に染まっていない多くの人々が薬物乱用の恐ろしさについての正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境をつくっていくことにあります。

薬物乱用とは？

薬物乱用とは、社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。

覚醒剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。

また医薬品は、病気や傷の治療に使いますが、こうした目的以外に使えば乱用です。



乱用される危険のある薬物

覚醒剤

(アンフェタミン・メタンフェタミン)



コカイン



MDMA



大麻(マリファナ)



(大麻樹脂)



(大麻タバコ)



有機溶剤

(シンナー・トルエン・接着剤など)



向精神薬

(睡眠剤・精神安定剤など)

(注) 医師の診断のもと、適正に使用されているものを除く。



あへん系麻薬

(ヘロインなど)



違法ドラッグ

(いわゆる脱法ドラッグ)

ハーブやビデオクリナーなどの形態で「合法」「法律に違反しない」などと偽って販売されている危険な薬物。麻薬や覚醒剤と同様の危険性が指摘されている。



(注) 麻(あさ)には、亜麻(リネン)、苧麻(ラムー)、黄麻(ジュート)、洋麻(ケナフ)、マニラ麻、サイザル麻などたくさんの種類がありますが、これらは大麻とはまったく別の種類の植物です。このうち、衣料に広く使用されるのは亜麻、苧麻であり、麻袋などに使用されるのは黄麻、洋麻等です。

薬物についての正しい知識を持つことがその乱用防止の第一歩となります。そして何よりも必要なのは「断る勇気」です。薬物のどんな誘いにあっても「断る勇気」のある人間であれば大丈夫です。薬物に近づかないこと、そして薬物が近づいてきても勇気をもって断ること。このことをよく頭にきざみ込んでおいてください。“YES TO LIFE, NO TO DRUGS” この合言葉は「愛する自分を大切に、薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」ということなのです。

呼び方が違ってても乱用薬物です。

「薬物乱用は暴力団関係の人たちだけの問題」と考えている人がまだ多いのではないのでしょうか。確かに以前は一般の人々が覚醒剤などの薬物を手に入れるのは容易なことではありませんでした。しかし、最近では子どもたちでも、簡単にこれらの薬物を手に入れることができるようになってきています。密売の手口も巧妙です。例えば駅周辺で外国人が気軽な雰囲気です声をかけてきたり、携帯電話やインターネット、メール便などを利用するなど、顔を合わせないですむ方法でも密売されています。このように容易に行なわれる密売がファッション感覚と結びついて、薬物乱用を増大させています。「エス」「スピード」「チョコ」「エクスタシー」などの呼び方も薬物が持っている危険性や薬物使用に対する抵抗感を覆いかくし、子どもたちを誘惑します。

薬物のいろいろな俗称

| | |
|------------------|------------------------------------|
| ● 覚醒剤 | エス、スピード、アイス、シャブ、氷 |
| ● 有機溶剤(シンナートルエン) | アンパン |
| ● 大麻(マリファナ) | ハッパ、チョコ、クサ、野菜 |
| ● ヘロイン | ペー、チャイナホワイト、ジャンク |
| ● コカイン | コーク、スノウ、クラック |
| ● MDMA(錠剤型合成麻薬) | エクスタシー、バツ(「×」、「罰」)、 タマ(「弾」、「玉」) |
| ● PCP | エンジェルダスト |

薬物乱用は1回だけでもダメ。

私たちの脳は、20歳頃まで成長するといわれています。とくに、小学生、中学生、高校生の時期は、心身ともに発達するときです。

家庭や学校で学び、家族、先生や友だちと話し合うことで、知識やものごとの考え方を学び、自分らしさを発見していく大切な時です。

この時期に薬物を乱用すると、脳や身体の成長がストップし、感情のコントロールができず、意欲がなくなる、怒りっぽくなるなど、心身の発達がそこなわれ、家族や友だちとのコミュニケーションもできなくなってしまう。そして、健康な社会人となることができなくなるのです。結論は薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」ということです。

薬物を乱用すると「心」も「身体」もボロボロになります。

覚醒剤の場合

- ・重篤な依存症(強い精神依存)
- ・精神障害:覚醒剤精神病(幻覚、妄想)
- ・フラッシュバック
- ・血圧上昇、急性心不全
- ・静脈炎症
- ・離脱時の強い疲労感や倦怠感、脱力感

手・足に多数の注射のあと



腕の静脈に注射したあと



ミミズばれになった注射のあと

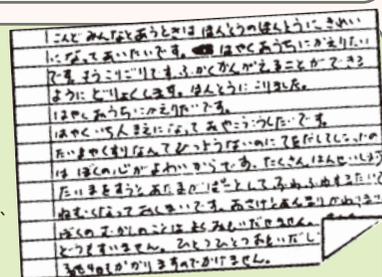


足の血管にそって注射を打ちミミズばれになる



- ・精神障害:大麻精神病(幻覚・妄想など)人格変容
- ・生殖機能への悪影響
- ・呼吸器系の疾患

29歳の大麻乱用者が書いた手紙の一部、知能の低下が見られる。

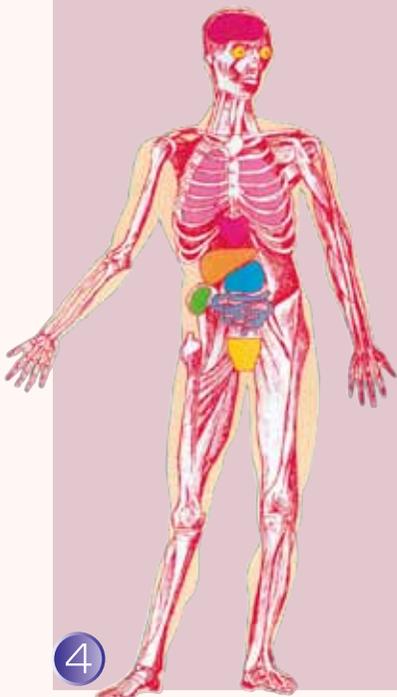


「大麻は有害なものとして世界的に規制されています。WHO(世界保健機関)の報告書(注)によると、記憶への影響、学習能力の低下、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか、使用を止めても依存性が残るなどとされています」

(注)Cannabis:a health perspective and research agenda(1997) Programme on Substance Abuse(WHO)

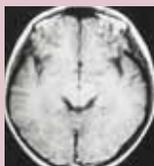
「大麻の不正栽培は、大麻取締法で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、大麻取締法の処罰の対象となります」

薬物乱用によって身体の大切な働きが壊れてしまいます。



脳

正常な脳



乱用者の脳



▲脳が萎縮している

薬物におかされた脳は萎縮し色々な悪影響を及ぼす

食道・胃

正常



異常



食道・胃:胃粘膜がおかされ、出血する(胃痛、吐き気、嘔吐)

MDMAの場合

MDMA使用者の体験

- ・錯乱・憂鬱・睡眠障害
- ・高血圧、心臓の機能不全
- ・肝臓の機能不全
- ・悪性の高体温による筋肉の著しい障害
- ・腎臓と心臓血管の損傷
- ・心臓発作
- ・脳卒中、けいれん
- ・記憶障害

1. (14才、中学生 男子)

「小さい人間がいっぱいやってきて、剣で自分を刺し殺そうとする。」

2. (18才、少年 男子)

路上で暴れ、病院につれていかれた。入院すると「暑い、暑い」と全裸になり、1カ月の興奮状態がつづき、「バカヤロー、部屋から出せ」と大声でわめき散らして食事を床に投げつけたり、医者などになぐりかかり、「自分は鬼になっている」と妄想に取りつかれてしまった。

3. (17才、女子高校生)

「MDMAを飲んだら眠れなくなってしまった。頭が回転しなくなり、気分が落ち込んでしまって、学校の先生の話が1割も頭に入らなくなってしまった。もう6カ月も経つのに一向に元に戻らない。つらくて仕方がない。死んだ方がましだ。」

MDMAは、使用者の体験から明らかのように、興奮作用と幻覚作用を併せ持つ大変恐ろしい薬物です。

違法ドラッグの場合

(いわゆる脱法ドラッグ)

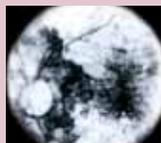
意識消失、幻覚、視覚過敏、聴覚過敏、精神運動興奮、見当識障害など、
薬物の種類ごとにさまざまな症状あり

※違法ドラッグとは、法律の規制が及ばないかのように、「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」などと称して販売されている薬物です。脳と身体に害を与える成分が入っていて、薬事法等で製造、輸入、販売等が禁止されています。

シンナーの場合

| | |
|-------------------------|-------------------|
| 記憶力低下、認知障害 | 視力の低下・失明 |
| 急性中毒:事故 | 肝臓・腎臓の障害 |
| 精神障害:有機溶剤精神病 (幻覚、妄想) | 生殖器の萎縮 |
| 重篤な依存症 | 手足のふるえ、しびれ、 麻痺 |
| 歯がぼろぼろになる | |

眼



視神経がおかされる
眼底出血がおこる
(視力低下、失明)

歯



ぼろぼろになる

腎臓



細胞の一部が
死ぬ
(タンパク尿)

気管支・肺



粘膜がおかされる
(せきが出る)
急性気管支炎で
死亡することもある

肝臓



細胞の一部が
死ぬ
(食欲不振、黄疸、腹水)

心臓



血圧上昇

骨髄



赤血球が
つくられなくなる
(貧血)

その他の害

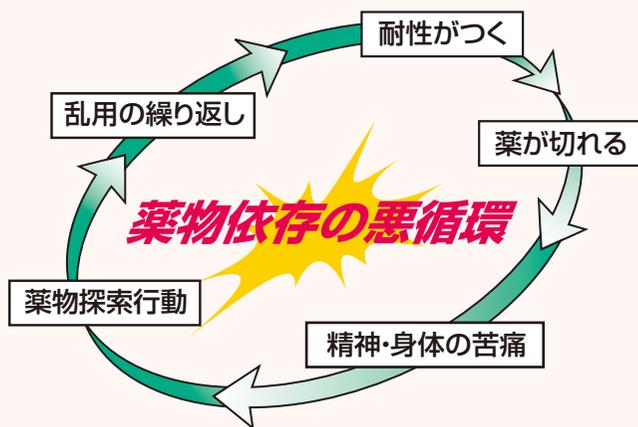
薬物を注射で乱用する場合、各種の感染症(エイズ、肝炎など)の原因になります。
大麻では精子の異常が、シンナーやコカインでは先天異常などの報告があり、妊娠、出産にも悪い影響があります。

いったん薬物乱用を始めるとやめられなくなります。

乱用される危険のある薬物は脳に作用し“心”、つまり精神に影響を与える作用を持っています。中枢神経を興奮させたり、抑制したりして、幸福な気分や爽快感、お酒に酔ったような感じ、不安が消えていく感じを引き起こします。また、実際にはないものが見えたり聞こえたりします。

乱用される薬物の共通の特徴は、何度でもくり返して使いたくなる「依存」を引き起こす性質を持っていることです。乱用を繰り返す人は「快感を得るため」だけでなく、薬が切れた時に感じるイライラや不安、退薬症状として現れる身体的苦痛から逃れるために薬物を使わざるを得なくなります。こうして、薬物なしではいられない「薬物依存」の悪循環にはまってしまうのです。しかも、乱用薬物には、使用を繰り返しているうちに、それまでと同じ量では効かなくなる「耐性」という性質があります。

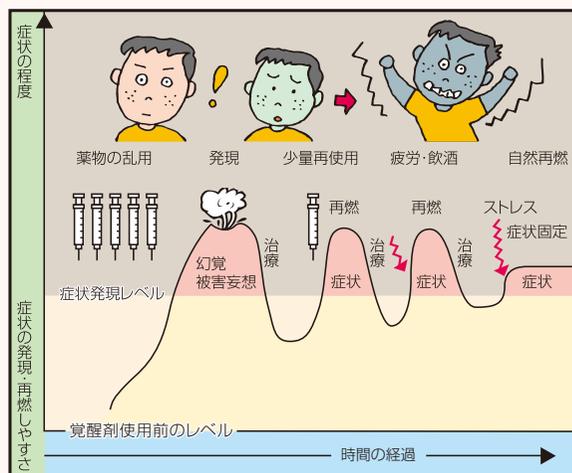
1回だけと思って使いはじめた人も、薬物の「依存」と「耐性」によって使用する量や回数がどんどん増えて、自分の意志ではやめることができなくなります。



治療して治ったようでも「フラッシュバック」が起こります。

薬物乱用による害は生涯続きます。薬物の乱用の結果、ひとたび幻覚、被害妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上では回復しているかに見えても、これらの症状が再発しやすい下地が残ってしまいます。乱用をやめ普通の生活に戻ったようでも、不眠やほんの小さなストレスがきっかけで、突然、幻覚・被害妄想などの症状が再燃することがあります。

これを「フラッシュバック(自然再燃)」現象と言い、覚醒剤でよくみられる症状です。



薬物精神病の症状の発現・再燃のイメージ

薬物乱用が子どもたちに広がっています。

薬物乱用が低年齢化しています。その背景には、シンナーや覚醒剤、大麻などの薬物が簡単に手に入るようになってきていること、「一度くらいなら害はない」「個人の自由だ」という薬物乱用の危険性に対する誤解や罪悪感の希薄化があると言われています。

事例1

高校2年生のA子は、成績も優秀で、進学校に進学し、中学校からやっていたテニス部に入り順調な学校生活を送っていたが、先輩とのいざごから、退部してしまった。

一種の挫折感から、勉強もはかどらなくなり、ストレス解消と言いながら、夜遊びを繰り返し、いつしか中学時代の友人とクラブに出入りするようになり、夜通し踊り明かしたり、時には酒を飲んだりするようになった。

ある日、クラブで知り合った仲間から、覚醒剤を持ち出され「これをやれば、すごい気持ちいいし、痩せられるよ」と言われ、周りのノリと覚醒剤を進めてきた仲間が異常にみえなかったことから、覚醒剤を注射してもらい、たちまち虜になっ

てしまった。

やがて、学校にも通わなくなり、やがて仲間と共に逮捕され、学校を退学することを余儀なくされた。

母親の後日談

覚醒剤をしていることを麻薬取締官から聞き、正直、今まで私はどこで育て方を間違ったのだろうとその言葉ばかりを頭の中で繰り返しております。

テニス部で挫折をした際に、親の甘さで、放任をし過ぎたことを今とても後悔しております。

娘は初犯ということで、社会復帰をすることができましたが、まだ娘に笑顔を見せることができません。



薬物乱用の魔の手はどの子どもにも伸びてきます。

育ち盛りの子どもの薬物を乱用すると、その一生がだめになることがあります。また、これは重大な犯罪です。友人や周囲の影響を受けやすい子どもに対して、このような薬物の危険から身を守れるように教育するのは、大人の責任です。



事例2

高校1年生のB男は、学校に対して熱中できるものもなく、漠然とした大人へのあこがれから友人に誘われるがままに日々夜の街に繰り出すという生活を送っていた。

すでに、喫煙経験があったB男は、友人から「依存なんてしないし、タバコより体に悪くないよ」という友人の一言と、法律で禁止されていることはわかっているが、強い好奇心と、いつでも止められるという甘い考えから、大麻を吸うようになった。

そして、大麻の多幸感が忘れられず、いつしか携帯電話を使って大麻を購入するようになった。

当然学校には行かなくなり、自宅で大麻を隠し持っていたことから逮捕された。

父親の後日談

子供が隠れてタバコを吸っていたことはうすうす知っており、部屋から妙な匂いもすることもあったので、ひよっとすると禁止されている薬物をやっているのではないか、という疑いももっておりました。しかし、当時の私は「私の息子は薬物は絶対にやっていない」という根拠のない思い込みを信じ込んでしまいました。

今では、なぜ自分達、家族の力で止めさせられなかったのか、という後悔でいっぱいです。息子が戻ってきたら、家族で支え合い依存と向き合っていくたいと考えております。

薬物乱用の弊害のまとめ

個人のレベルで見られるもの

社会的レベル

薬物を
乱用すると

急性中毒死

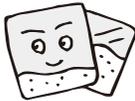
交通事故



反社会的行動

薬物依存

クスリが
欲しい!



薬物探索行動

退薬症状



精神の障害・身体の障害

後遺症状

フラッシュバック

人格の変化

社会不適応

(無気力、忍耐力の欠如)



社会的影響

1 薬物関連犯罪

- a 薬理作用によるもの
- b 入手目的によるもの
- c 取引をめぐるもの



2 社会経済的損失

- a 生産性の低下
- b 労働力の減少
- c 犯罪被害の拡大
- d 乱用者の更生のための社会福祉費用の増大



薬物探索行動

うそをついたり、万引き、窃盗、恐喝、売春などあらゆる手段を使って薬物を手に入れようとする行動

退薬症状

薬物を中断したときに現れる不眠・嘔吐・腰痛・下痢などの苦痛を伴う心身の症状

精神の障害

薬物の直接的作用により引き起こされる脳の障害。幻覚・被害妄想などの精神病の症状や、意欲の減退などが現れ、断薬後もしばしば長期にわたり持続する。

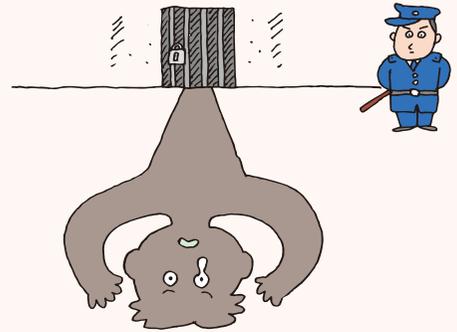
身体の障害

薬物の直接的作用により引き起こされる全身の臓器に見られる障害

薬物乱用は重い犯罪です。

わが国には薬物乱用から国民の健康と安全を守るため「麻薬及び向精神薬取締法」「大麻取締法」「覚せい剤取締法」「あへん法」「毒物及び劇物取締法」などの法律があります。麻薬や大麻、覚醒剤を輸入したり、製造したり、あるいは有償・無償を問わず他人に渡したり、他人から受け取ったり、所持したり、使用したりすると厳しく罰せられます。

このように薬物乱用が厳しく罰せられるのは、薬物乱用は、本人の心身健康を台無しにするだけでなく、他人に危害を与えるなど社会の安全をも脅かすことになるからです。

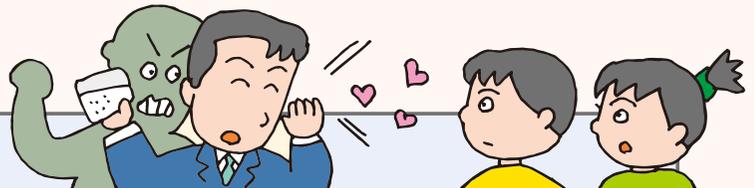


薬物乱用への甘い誘いに要注意。

最近では覚醒剤は注射よりも手軽に使用できて、注射の痕跡を残さない、あぶって吸う方法が広まっています。また大麻はたいした害がないとか、他国では合法のところがあるなどと、誤った情報が流布されています。このように薬物乱用への甘い誘いを受けやすい状況が生まれています。

薬物乱用への甘い誘い

- やせられるよ!
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- イライラがとれてすっきりするよ
- 人生は経験だ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- とりあえず、預かってよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- みんなやってるよ (やってないのはきみだけ)
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- 1回だけなら平気さ
- お金はこの次でいいよ



薬物乱用を予防するために大切なことは 断る勇気をもたせることです。

薬物に手を出させないための8カ条

1 子どもの思春期特有の心と体の変化について理解しましょう。



2 毎日、家族の会話を大切にしましょう。



3 子どもの話には常に耳を傾けましょう。



4 友情をつちかい、仲間からの悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう。



5 子どもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう。



6 子ども自身で、健全な決断ができるように育てましょう。



7 家族そろってのコミュニケーションの場を大切にしましょう。



8 子どもの様子がおかしいと気がになったらすぐに、12ページの相談窓口にご相談しましょう。

子どもを薬物乱用から守るチェックポイント

子どもにこんな行動が見られたら注意してください。

1 帰宅が遅くなった。

6 目を合わせて会話をしなくなった。



2 友達関係がよくわからない。

7 部屋に独りでこもることが多くなった。

3 金使いが荒くなった。

8 電話やEメールに知らない人から連絡があったりする。

4 理由の分からないお金を欲しがようになった。

9 嘘が多くなった。

5 食事を家族と一緒に食べなくなった。

10 イライラしている。

なお、「医者が出してくれる薬、薬局で薬剤師が出してくれる薬、父母が渡してくれる薬、保健室で先生が出してくれる薬以外の薬は、たとえ健康食品だといわれても一切体に取り入れてはいけない」と必ず注意してください。

キャラバンカーを積極的にご利用ください。

「薬物乱用防止キャラバンカー」は、学校および地域社会で薬物乱用防止に関する正しい知識の普及、啓発活動を推進するために開発されました。子どもたちにも分かりやすい展示・映像を備えていますので、ぜひともこの「薬物乱用防止キャラバンカー」をご活用ください。



キャラバンカーは無料で巡回しております。

- 学校啓発は、1クラスにつき、1校時の時間帯を目安。
(小学校は45分。中学校、高校は50分)
- 一般向啓発は、1行程で15人程度収容でき、約15分所要。
- キャラバンカーの大きさ 全長 9m 全幅 2.3m
全高 2.3m 重量 2.8t

◎映像コーナー

①パソコンゲーム 薬物乱用防止Q&A-1、Q&A-2



②DVD 薬物問題基礎講座



③インターネット
ホームページ(薬物問題百科事典)



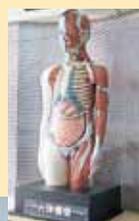
④立体映像(3D-デルビジョン)

◎展示コーナー

①薬物標本



②人体模型



③パネル



◎フォトクラブ

薬物乱用防止キャラバンカーの見学記念として、フォトシートをサービス。



◎ビデオ放映

プラズマ画面40インチ・モニターによる当センター製作の薬物乱用防止啓発ビデオを放映します。



●キャラバンカー巡回申込手順●

まずは、電話で問い合わせ願います。

お電話にて
巡回予定日を確定



申込書&地図を
すみやかに郵送



申込完了

- 受付時間 午前9時30分～午後5時30分(土・日・祝日を除く)
- お申込み先/(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター キャラバンカー事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-7-9(第一岡名ビル2F)
TEL 03(3581)7429(直) FAX 03(3581)7438

■薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

薬物問題に関する相談はお気軽にお電話ください。
参考となる資料も用意しています。

| | | | |
|--------------------|---------------|--------------------|---------------|
| 北海道厚生局麻薬取締部 | 1011-726-1000 | 静岡県精神保健福祉センター | 1054-286-9245 |
| 東北厚生局麻薬取締部 | 1022-227-5700 | 静岡市こころの健康センター | 1054-285-0434 |
| 関東信越厚生局麻薬取締部 | 103-3512-8690 | 浜松市精神保健福祉センター | 1053-457-2709 |
| 関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室 | 1045-201-0770 | 愛知県医薬安全課 | 1052-954-6305 |
| 東海北陸厚生局麻薬取締部 | 1052-961-7000 | 愛知県精神保健福祉センター | 1052-962-5377 |
| 近畿厚生局麻薬取締部 | 106-6949-3779 | 名古屋市精神保健福祉センター | 1052-483-2095 |
| 近畿厚生局麻薬取締部神戸分室 | 1078-391-0487 | 三重県薬務食品室 | 1059-224-2330 |
| 中国四国厚生局麻薬取締部 | 1082-228-8974 | 三重県こころの健康センター | 1059-223-5241 |
| 四国厚生支局麻薬取締部 | 1087-823-8800 | 滋賀県医薬業務課 | 1077-528-3635 |
| 九州厚生局麻薬取締部 | 1092-431-0999 | 滋賀県立精神保健福祉センター | 1077-567-5010 |
| 九州厚生局麻薬取締部小倉分室 | 1093-591-3561 | 京都府薬務課 | 1075-414-4790 |
| 九州厚生局沖縄麻薬取締支所 | 1098-854-0999 | 京都府精神保健福祉総合センター | 1075-641-1810 |
| 北海道医務業務課 | 1011-231-4111 | 京都市こころの健康増進センター | 1075-314-0355 |
| 北海道立精神保健福祉センター | 1011-864-7121 | 大阪府薬務課 | 106-6941-9078 |
| 札幌こころのセンター | 1011-622-0556 | 大阪府こころの健康総合センター | 106-6691-2811 |
| 青森県医療業務課 | 1017-734-9289 | 大阪市こころの健康センター | 106-6922-8520 |
| 青森県立精神保健福祉センター | 1017-787-3951 | 堺市こころの健康センター | 1072-258-6646 |
| 岩手県保健衛生課 | 1019-629-5467 | 兵庫県薬務課 | 1078-362-3270 |
| 岩手県精神保健福祉センター | 1019-629-9617 | 兵庫県立精神保健福祉センター | 1078-252-4980 |
| 宮城県薬務課 | 1022-211-2653 | 神戸市こころの健康センター | 1078-672-6500 |
| 宮城県精神保健福祉センター | 10229-23-0021 | 奈良県薬務課 | 10742-22-1101 |
| 仙台市精神保健福祉総合センター | 1022-265-2191 | 奈良県精神保健福祉センター | 10744-44-3131 |
| 秋田県医務薬事課 | 1018-860-1407 | 和歌山県薬務課 | 1073-441-2663 |
| 秋田県精神保健福祉センター | 1018-831-3946 | 和歌山県精神保健福祉センター | 1073-435-5194 |
| 山形県保健業務課 | 1023-630-2333 | 鳥取県医療指導課 | 10857-26-7203 |
| 山形県精神保健福祉センター | 1023-624-1217 | 鳥取県立精神保健福祉センター | 10857-21-3031 |
| 福島県薬務課 | 1024-521-7233 | 島根県薬事衛生課 | 10852-22-5259 |
| 福島県精神保健福祉センター | 1024-535-3556 | 島根県立心と体の相談センター | 10852-32-5905 |
| 茨城県薬務課 | 1029-301-3388 | 岡山県医薬安全課 | 1086-226-7341 |
| 茨城県精神保健福祉センター | 1029-243-2870 | 岡山県精神保健福祉センター | 1086-272-8839 |
| 栃木県薬務課 | 1028-623-3119 | 岡山市こころの健康センター | 1086-803-1273 |
| 栃木県精神保健福祉センター | 1028-673-8785 | 広島県薬務課 | 1082-513-3221 |
| 群馬県薬務課 | 1027-226-2665 | 広島県立総合精神保健福祉センター | 1082-884-1051 |
| 群馬県こころの健康センター | 1027-263-1166 | 広島市精神保健福祉センター | 1082-245-7731 |
| 埼玉県薬務課 | 1048-830-3633 | 山口県薬務課 | 1083-933-3018 |
| 埼玉県立精神保健福祉センター | 1048-723-1111 | 山口県精神保健福祉センター | 10835-27-3480 |
| さいたま市こころの健康センター | 1048-851-5665 | 徳島県薬務課 | 1088-621-2233 |
| 千葉県薬務課 | 1043-223-2620 | 徳島県精神保健福祉センター | 1088-625-0610 |
| 千葉県精神保健福祉センター | 1043-263-3891 | 香川県薬務感染症対策課 | 1087-832-3301 |
| 千葉市こころの健康センター | 1043-204-1582 | 香川県精神保健福祉センター | 1087-804-5565 |
| 東京都薬務課 | 103-5320-4505 | 愛媛県薬務衛生課 | 1089-912-2393 |
| 東京都立中部総合精神保健福祉センター | 103-3302-7575 | 愛媛県心と体の健康センター | 1089-911-3880 |
| 東京都立多摩総合精神保健福祉センター | 1042-376-1111 | 高知県医療業務課 | 1088-823-9683 |
| 東京都立精神保健福祉センター | 103-3842-0948 | 高知県立精神保健福祉センター | 1088-821-4966 |
| 神奈川県薬務課 | 1045-210-4972 | 福岡県薬務課 | 1092-643-3287 |
| 神奈川県精神保健福祉センター | 1045-821-8822 | 福岡県精神保健福祉センター | 1092-582-7500 |
| 横浜市こころの健康相談センター | 1045-476-5505 | 福岡市精神保健福祉センター | 1092-737-8825 |
| 川崎市精神保健福祉センター | 1044-200-3195 | 北九州市立精神保健福祉センター | 1093-522-8729 |
| 相模原市精神保健福祉センター | 1042-769-9818 | 佐賀県薬務課 | 10952-25-7082 |
| 新潟県医務薬事課 | 1025-280-5187 | 佐賀県精神保健福祉センター | 10952-73-5060 |
| 新潟県精神保健福祉センター | 1025-280-0111 | 長崎県薬務行政室 | 1095-824-1111 |
| 新潟市こころの健康センター | 1025-232-5560 | 長崎子ども・女性・障害者支援センター | 1095-844-5132 |
| 富山県くすり政策課 | 1076-444-3234 | 熊本県薬務衛生課 | 1096-333-2242 |
| 富山県心の健康センター | 1076-428-1511 | 熊本県精神保健福祉センター | 1096-386-1166 |
| 石川県薬事衛生課 | 1076-225-1442 | 大分県薬務室 | 1097-536-1111 |
| 石川県こころの健康センター | 1076-238-5761 | 大分県こころからだの相談支援センター | 1097-541-5276 |
| 福井県医薬食品・衛生課 | 10776-20-0347 | 宮崎県医療業務課業務対策室 | 10985-26-7060 |
| 福井県精神保健福祉センター | 10776-26-7100 | 宮崎県精神保健福祉センター | 10985-27-5663 |
| 山梨県衛生業務課 | 1055-223-1491 | 鹿児島県薬務課 | 1099-286-2804 |
| 山梨県立精神保健福祉センター | 1055-254-8644 | 鹿児島県精神保健福祉センター | 1099-255-0617 |
| 長野県薬事管理課 | 1026-235-7159 | 沖縄県薬務衛生課 | 1098-866-2215 |
| 長野県精神保健福祉センター | 1026-227-1810 | 沖縄県立総合精神保健福祉センター | 1098-888-1443 |
| 岐阜県薬務水道課 | 1058-271-5731 | | |
| 岐阜県精神保健福祉センター | 1058-273-1111 | | |
| 静岡県薬事室 | 1054-221-2413 | | |

●全国各保健所
●各都道府県警察署

薬物乱用問題についてさらに詳しくは、
厚生労働省ホームページをご参照ください。
「薬物乱用防止に関する情報のページ」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html>
QRコードで携帯でもご覧いただけます▶▶



保護者の皆様へ

薬物乱用問題については、自分の子どもだけは大丈夫という決めつけは禁物です。テレビ、出版物などのマスコミから薬物乱用に関する広範な情報が日常生活の中に氾濫しており、子どもたちは誘惑にさらされています。また、最近では大麻や覚醒剤などの薬物が簡単に手に入るようになってきました。

薬物乱用問題は普段から関心をもって対処することが大切です。日頃から、家族の話し合いを通じて、薬物乱用防止に対する「ダメ。ゼッタイ。」の正しい知識を身につけて、薬物乱用を許さない社会環境をつくっていきましょう。



薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

子どもたちを薬物乱用から守るために 保護者用読本



厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL. (03)5253-1111

財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-7-9 (第一岡名ビル2F)
TEL. (03)3581-7436~7 FAX. (03)3581-7438

■パンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用しています。
■リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可
パンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。